

本人通知制度（被害告知型）について



人権コラム第40回目を担当する人権政策課です。

昔の話で恐縮ですが、皆さんはポリスの「見つめていたい」という楽曲をご存じでしょうか？ 80年代を代表する曲の一つで、全盛期の1983年にリリースされた5枚目のアルバム「シンクロニシティ」に収められています。

原題の「Every Breath You Take」は直訳すれば「君の息遣いのすべて」となり、歌詞全体を見ても、君のあらゆる振る舞いをずっと見続けている、というような中身になっています。

この曲の解釈は、ウエディングソングに使われるような相手をあたたかく見守るというものから、ストーカーが誰かを付け回すもの、さらには、ジョージ・オーウェルのビッグ・ブラザーによる監視社会を想起させるものまで様々です。

歌詞にはそこまで詳しく書かれていないので、聴く人の想像に任せるしかありませんが、現実問題でこのようなストーカーに付き纏われ、自分の行動をつぶさに観察されているのが分かれば、気の休まる時間がないことはもちろん、場合によっては人命に直結する問題に至ることは、最近の様々なニュースを見ても明らかでしょう。

さらに現在では、アウティングと呼ばれる、本人の了解を得ることなく、本人が公表していない個人情報を第三者に暴露する行為が問題視されています。SNSなど情報通信技術が発達する中で、一旦拡散した個人情報はデジタルタトゥーと呼ばれ完全な削除が困難になるなど、個人情報を守ることの難しさが今ほど実感される時代はないのではないのでしょうか。

前置きが長くなりましたが、檀原市では、個人情報を守る施策のひとつとして、住民票の写し等の交付に係る本人通知制度を実施してきました。この制度は、事前に登録した方の住民票の写し等が第三者からの申請により交付された時に、登録した本人に交付の事実を通知するものです。

また、本年9月より本人通知制度に被害告知型を加えました。被害告知型は事前登録をしていなくても、住民票の写し等が不正に請求・取得された場合や不正の疑いが強い場合に本人に通知する制度で、不正取得の抑止や被害の拡大を防止する効果が期待されます。なお、第三者として弁護士や司法書士等が職務上の正当な理由により住民票の写し等を請求することは法律にて認められています。

被害告知型は有効な制度ですが、すべての不正取得を把握できるわけではありません。事前登録により自分の情報を把握することが大切です。

檀原市では、今後も個人情報の保護ひいては人権擁護に必要な制度の整備を進めていきます。また、より多くの方々に人権について考えていただく機会を用意して人の理性や良心に働きかけられるように、人権啓発や人権教育の取組を推進しますので、各種集会への参加など皆様のご協力を宜しく願います。